

事業系生ごみ処理機の購入助成について

1. 事業の目的

区内事業所から排出される食品廃棄物の減量化の促進を図るため、事業系生ごみ処理機を購入する事業者に対して助成金を交付する。

2. 事業の内容

(1) 助成対象機器

生ごみを微生物、電気等を用いて発酵、乾燥等の方法により処理し、堆肥化または減容化することを目的として製造された機械。

(2) 申込み要件

- ①区内に店舗、事業所を有する事業者。
- ②上記の店舗、事業所から排出される生ごみを処理する。

(3) 助成金額

購入価格の3分の1の下記①②の額を上限とする。

- ①処理量が10kg以上の機器 ⇒ 40万円
- ②処理量が10kg未満の機器 ⇒ 15万円

(4) 受付期間

平成29年8月1日から受付を開始する。

3. 周知方法

区ホームページ、産業ニュース等で周知する。

品川区内の食品関連事業者の皆さまへ

「事業系生ごみ処理機 助成制度」

申請者募集



近年増加傾向にある事業系廃棄物の減量化は重要な課題となっており、なかでも食品リサイクル法で求められている事業系食品廃棄物の減量が不可欠となっています。

そこで、品川区では食品廃棄物の減量を目的とした「事業系生ごみ処理機」の購入助成を始めることとしましたので、ご案内いたします。

※「事業系生ごみ処理機」とは、事業活動から発生する事業系一般廃棄物(生ごみ)をバイオの力により分解し、堆肥化または排水処理することにより、生ごみを減容・消滅させる機械のことです。

助成金額

助成金額は**本体購入価格の3分の1**までとし、次の額を上限とする。

① 処理量が10kg以上の機器 = 40万円 ② 処理量が10kg未満の機器 = 15万円

①は1日の排出量が10kg以上見込まれる弁当屋・スーパー等が対象。

②は1日の排出量が10kgに満たない個人飲食店等が対象。

※処理量とは、機器の1日に処理可能な量をいう。

申込要件

- 品川区内に店舗・事業所を有すること。
- 上記の店舗・事業所から排出される生ごみを処理すること。

申込方法

- 所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、見積書を添付し下記に提出してください。



受付期間

平成29年8月1日から受付を始めます。
8月31日まで申し込み多数の場合は抽選とし、9月1日からは先着順とさせていただきます。
本年度は①=1件、②=4件の事業者を予定しています。先着順の場合、お申込みが助成件数に達した時点で終了とします。

お申込み・お問い合わせ先

品川区清掃事務所 許可指導係

☎ 03-3490-7034
FAX 03-3490-7041